

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により西吉見南部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司